

高齢者虐待防止のための指針

合同会社 Kind care

訪問看護ステーション お結

第1条 高齢者虐待防止における基本的な考え方

利用者の人権擁護、虐待の防止などのため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び、早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえてサービスを提供します。

第2条 虐待の定義

本指針における虐待とは、下記をいうものでありこれらの発生の予防を図ります。

(1)身体的虐待

暴力行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。また正当な理由がなく身体を拘束すること。

(2)ネグレクト(介護・世話の放棄・放任)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3)心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5)経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、利用者の希望する金銭の利用を理由なく制限すること。

第3条 虐待防止委員会の設置、その組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、下記の通り虐待防止委員会を設置する。

(1)委員会の役割

- 1 虐待防止のための指針等の整備。
- 2 虐待防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進。
- 3 虐待の防止に関する担当者の選出。
- 4 虐待予防、早期発見に向けた取り組み。
- 5 虐待が発生した場合の対応。
- 6 虐待の原因分析と再発防止策の検討。

(2)構成員

管理者を委員長とする。

(3)委員会の開催頻度と記録

- 1 委員会は年1回開催する。
- 2 虐待の発生又は発生が疑われる場合は、都度開催する。
- 3 委員会の会議内容を記録する。

第4条 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- 1 虐待防止を目的とした職員研修を、原則年1回以上及び入職時に実施する。
- 2 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- 3 研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し保管しておく。

第5条 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- 1 虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。
- 2 市町村への通報

虐待の被害を受けたと思われる高齢者(利用者)を発見、把握した場合は、高齢者虐待防止法の規定に従い、速やかに各担当地域の地域包括支援センターに連絡する。

【三郷市地域包括支援センター】

- ・みずぬま 048-950-3322
- ・早稲田 048-950-3201
- ・ひこなり北 048-950-6777
- ・みさと中央 048-949-0090
- ・みさと南 048-956-8813
- ・しんわ 048-949-5522

【吉川市地域包括支援センター】

- ・吉川市第1地域包括支援センター 048-984-4766
- ・吉川市第2地域包括支援センター 048-981-5811
- ・吉川市第3地域包括支援センター 048-981-7158

【八潮市地域包括支援センター】

- ・東部地域包括支援センターやしお苑 048-998-8895
- ・西部地域包括支援センターケアセンター八潮 048-994-5562
- ・南部地域包括支援センター埼玉回生病院 048-999-7717
- ・北部地域包括支援センターやしお寿苑 048-930-5123

【松伏町地域包括支援センター】

- ・松伏町北部地域包括支援センター 048-971-8013
- ・松伏町南部地域包括支援センター 048-992-2468

- 3 虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。
- 4 虐待が発生した原因と再発防止策を討議し、職員間での周知徹底を行う。

第6条 虐待が発生した場合の相談報告体制

- 1 利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針5条に準じる。

第7条 虐待の早期発見等への対応

1 虐待の早期発見

職員は、利用者の様子や変化を迅速に察知し、それにかかわる確認や管理者への報告を行い職員間での情報共有を行い、管理者は利用者、家族とのコミュニケーションを図り、虐待の早期発見に努める。

2 虐待発見時の早期対応

虐待や虐待が疑われる場面を発見した場合は、利用者の安全、安心の確保を最優先にし、誠意をもって対応すること及び利用者、家族に十分な配慮を行うこと。

また利用者のプライバシーの保護を大前提として、対外的な説明責任を行い速やかに組織的な対応を図ること。行政に通報、相談することとし、発生要因を十分に分析するとともに再発防止に向けて組織体制の強化、職員の意識啓発等に努める。

第8条 成年後見制度の利用支援

利用者、家族に対して成年後見制度や利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、身元引受人等との連携のうえ成年後見制度の利用を支援する。

第9条 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に関する苦情については、重要事項説明書に示す当事業所において包括的に設置する苦情対策窓口において受け付ける。苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には委員会を開催し対応する。

第10条 当指針の閲覧

本指針は、利用者の求めに応じていつでも閲覧できるようにします。

本指針は、令和6年8月1日より施行する